

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成23年度既修者認定試験問題

刑 法

平成23年2月20日（日） 15：50～17：50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の設例について、設問に答えよ（配点：100点）。

甲は、A（74歳）の長男で、Aとは別居していたが、両者は特に不仲というわけではなかった。ところが、外国から帰ってきた甲の義弟がAと同居し、甲の弟Bも帰国し、これらの者が甲とAとの間に介在するようになってから、次第に不仲となった。某年4月15日、Aと甲のいずれが耕作するかについて争いのあった田を甲が掘り起こしに着手したことから、両者の間に口論が始まり、Aが甲の胸倉をとる等したが、午後3時半頃、甲は隙を見て自宅に逃げ帰った。Aは甲を追って甲方勝手口より土間に入り、棒（たきぎ）を手にして甲に打ちかかった。逃げ場を失った甲は、Aの攻撃に対して自己の身体を防御するため、とっさにその場にあった斧を斧とは気付かず何か棒のようなものとのみ思い、これを手にしてAに反撃を加えたが、興奮のため、その斧の峯および刃でAの頭部を数回殴りつけて同人をその場に昏倒させた。その結果、Aは頭蓋腔に達する頭頂部陥没骨折の裂傷等を負い、頭蓋腔の出血による脳圧迫のため、同月21日午後8時30分頃死亡するに至った。

甲の罪責を論じなさい。

以上